4.2.2 土地利用の状況

1) 土地利用の現況

関係市町及び長野県における平成 30 年 1 月 1 日現在の地目別面積は、表 4.2.2.1 に、地目別面積の割合は、図 4.2.2.1 に示すとおりです。また、調査区域における土地利用の現況は、図 4.2.2.2 に示すとおりです。

関係市町全体の地目別面積は、山林が最も多く、次に、原野、宅地、田が多くなっています。

地目	単位	長野県	岡谷市	諏訪市	茅野市	下諏訪町	4 市町合計
総面積	km^2	※ 13, 562	※ 85	※ 109	※ 267	67	528
н	$+$ m 2	637, 300	1,082	5, 412	17, 780	644	24, 918
田	%	4.7	1. 3	5.0	6. 7	1.0	4.7
畑	$+$ m^2	669, 249	2,509	3, 583	11, 260	974	18, 326
冮	%	4.9	2.9	3.3	4. 2	1. 5	3. 5
宅 地	$+$ m 2	525, 762	7, 353	8, 179	15, 515	2,859	33, 906
七地	%	3.9	8.6	7.5	5.8	4. 3	6.4
鉱泉地	$+$ m 2	12	0	0	2	0	2
	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
ोंक रोग	$+$ m 2	32, 860	9	8	1	_	17
池沼	%	0.2	0.0	0.0	1	_	0.0
山林	$+$ m 2	6, 239, 990	22, 895	40, 244	69, 697	35, 324	168, 160
Ш	%	46.0	26. 9	36.9	26. 1	52.8	31. 9
牧場	\mathcal{F} m ²	22, 312	4	-	1	_	4
仅 笏	%	0.2	0.0	_	_	_	0.0
日 思	$+$ m 2	855, 973	5,710	12, 793	79, 967	7, 559	106,029
原 野	%	6.3	6. 7	11.7	30.0	11. 3	20. 1
その他	$+m^2$	4, 578, 142	45,538	38, 951	72, 370	19, 510	176, 369
てり他	%	33.8	53. 5	35.7	27. 1	29. 2	33. 4

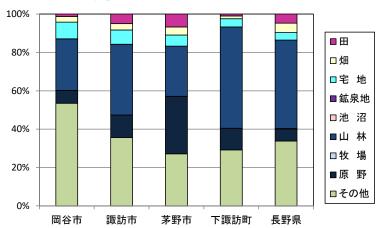
表 4.2.2.1 地目別面積

注1:総面積は国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」(平成29年10月1日現在)による。ただし、 境界未定の市町村については、同資料の参考値を※を付し記載した。

注 2: 諏訪湖の面積(12.81km²)は、「市町の境界の決定」(昭和 58 年自治省告示第 162 号)に基づき、岡谷市に 5.55 km²、諏訪市に 4.41 km²、下諏訪町に 2.85 km² を含めた。

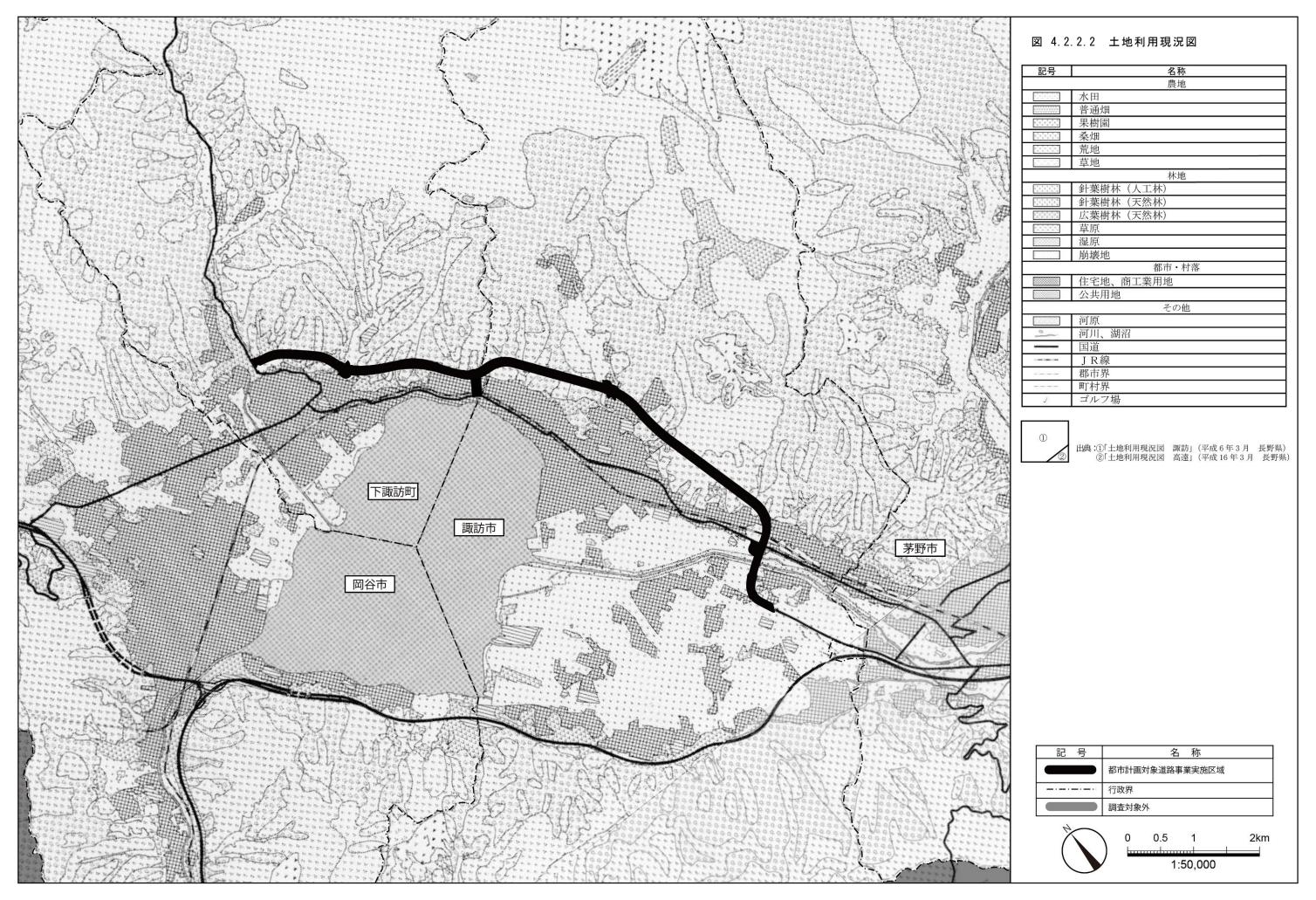
注3:地目区分及び面積は、「平成30年度固定資産概要調書」(長野県市町村課)により、「その他」欄には、 保安林、道路、雑種地等が含まれている。

注 4:「総面積」及び「地目別面積」の各計欄の数値は、端数処理の関係上合計と一致しない場合がある。 出典:「平成 30 年版 ながの県勢要覧」(平成 31 年 3 月 長野県企画振興部情報政策課統計室)



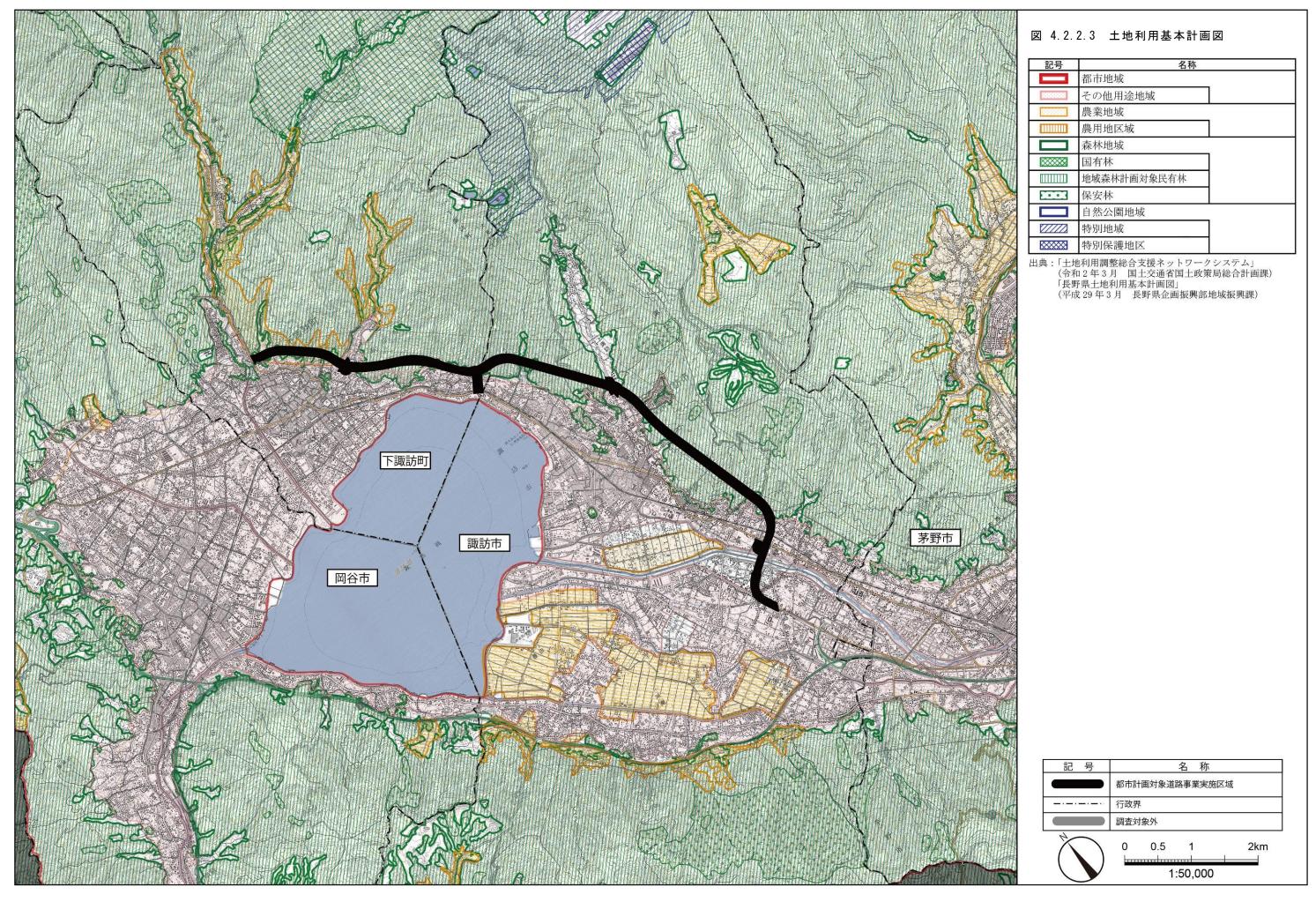
出典:「平成30年版 ながの県勢要覧」(平成31年3月 長野県企画振興部情報政策課統計室)

図 4.2.2.1 地目別面積の割合



2) 土地利用基本計画の状況

調査区域では、図 4.2.2.3の土地利用基本計画図に示すとおり、「国土利用計画 法」(昭和 49 年 6 月 25 日法律第 92 号、最終改正:平成 29 年 4 月 26 日法律第 25 号)に基づいて、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域が指定されていま す。



3) 有害物質に係る土地利用の状況

調査区域には、廃棄物埋立地及びその跡地等について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号、最終改正:平成 29 年 6 月 16 日法律第 61 号) 第 15 条の 17 第 1 項の規定により指定された指定区域があります。指定区域の指定状況は、表 4.2.2.2に、位置は図 4.2.2.4に示すとおりです。

表 4.2.2.2 指定区域の指定状況

番号	指定区域	埋立地の区分	指定日
1	諏訪市大字上諏訪字角間沢西 12968-1 の一部	規則*第 12 条の 31 第 2 号	平成 19 年 9 月 13 日
	諏訪市大字上諏訪字矢戸倉 8516-1、8517、8518、		平成 19 年 9 月 13 日
	8519、8520、8521-1、8522、8523-イ、8523-ロ、		
	8524、8525、8526-イ、8526-ロ、8527、8528、		
	8529、8530、8531、8532、8533、8534、8535-イ、		
	8535-ロ、8536-イ、8536-ロ、8537、8538、8539-		
	1、8539-2、8539-3、8540、8541、8542、8570-1、		
2	8570-11、諏訪市大字上諏訪字若狭久保 12765、	規則*第 12 条の 31 第 2 号	
	12766-1、12767、12769、12770、12771、12772、		
	12773、12774、12775、12776、12777、12778、		
	12779、12780、12781、12782-1、12782-2、12783、		
	12784、12785、12786、12787、12788、12789、		
	12790、12791、12792、12793、12794、12795、		
	12796、12797、12798、12798-2、12799 及び12800		
3	下諏訪町字砥澤口 3034-イ、3035-イ、3035-2、	₩₩₩ 10 夕 か 01 燃 0 日	平成 19 年 9 月 13 日
	3036-イ、3037-イ及び3037-ロ	規則*第 12 条の 31 第 2 号	
	下諏訪町字町屋敷 2254-イ、2254-ロ、2258-ロ、	LE ELIX for a of for a El	平成 19 年 9 月 13 日
4	2259-1、2259-4 及び 2259-5	規則*第 12 条の 31 第 2 号	

※:規則…「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」

(昭和 46 年 9 月 23 日厚生省令第 35 号、最終改正:平成 30 年 12 月 3 日環境省令第 25 号)

出典:「廃棄物が地下にある土地の指定区域一覧」(平成31年1月 長野県環境部資源循環推進課)

